

地区公民館への支援方策について

No.	項目	内容
1	地区公民館 活動費補助金	地区公民館での生涯学習活動を推進し、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与することを目的に、129 地区公民館に対して支出をする。 ○補助金額：世帯数×21 円+11,400 円
2	地区公民館 修繕費補助金	地区公民館の建物修繕に対する補助金 ○補助対象：50 万円から 300 万円の修繕費 (300 万円を超える場合は 300 万円とする) ○補助金額：修繕費の 40%を上限 として市長が定める額 ○「空調設備・Wi-Fi 機器等の設置」を対象に追加
3	地区公民館 建設費補助金	地区公民館の新築・増築等に対する補助金 基準面積（※1）×基準価格（※2）×30% を上限に市長が定める額 ※1 100 世帯まで、110 m ² （100 世帯を超える場合は、1 世帯増すごとに 0.25 m ² を加える） ※2 木造@12 万円 鉄骨又はブロック@13 万円 鉄筋コンクリート@15 万円
4	コミュニティ 助成事業に係 る補助金	一般財団法人自治総合センターの助成事業で、自治会等のコミュニティ組織が地域のコミュニティ活動を推進するために必要な施設を建設整備する場合、 1,500 万円を限度 に総事業費の 5 分の 3 以内に相当する額を助成する。 【主な助成要件】 ①建設用地が確保されていること ②財源が確保されていること（資金計画があること） ③地域住民の基本合意が得られていること ④自治会の法人化がされていること ⑤事業の実施が確実なこと

詳しくは生涯学習課までお問い合わせください。